

(図2) 施設の性質別分類

民間類似施設あり ↑ 民間類似施設なし ↓	区分	利用者の負担割合	公費負担	選択的 ↓ 必需的 ↑
	ア 民間との競合性が高い施設	100%	0%	
	イ 市内全域的に利用される施設 民間との競合性がある施設	75%	25%	
	ウ 特に地域活動や市民活動の 活性化につながる施設	50%	50%	
	エ 民間による類似施設の提供なし (または少ない)	50%	50%	

主な見直し内容は？

使用料算定ルールの確立

使用料は、公共施設の利用者が、その利用の対価として負担しているものです。利用者としては、使用料は安価であれば気兼ねなく利用できますが、その場合、施設運営費の不足分は税金などの公費で賄うこととなり、市民全体の負担となります。

(表1) 主な公共施設の使用料見直し対象施設および性質別負担率

施設	性質別負担率	
	図2の区分	利用者の負担率
公園(テニスコートや野球場などの有料施設)	ア	100%
カメラアステージ、ふっくる	イ	75%
中央公民館、宮司コミュニティセンター、郷づくり交流センター、津屋崎千軒なごみ、津屋崎千軒民俗館藍の家、津屋崎千軒古民家、ふくとびあ、福間会館、あんずの里ふれあいの館	ウ	50%
福間体育センター、津屋崎体育センター、勝浦浜海洋スポーツセンター、福間武道館、津屋崎武道館、学校(運動場や体育館の施設開放)	エ	50%

す。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性の観点からも、利用者に応分の負担を求めることを原則とします。

ただし、施設によって設置目的や提供しているサービスはさまざまであり、その公共性を考慮することが必要です。したがって、今回の見直しでは施設の性質ごとに利用者と市民全体間の負担比率を設定し(図2:表1)、後述する算定式に用います。

(図3) 使用料の算定式

$$\text{使用料} = \frac{\text{原価}}{\text{施設の性質別負担率(表1)}}$$

値上がりするの？

今回の使用料の見直しでは施設によっては使用料が上がり、施設を利用している人の負担額は増えることとなります。しかし、料金増と

今回の見直しでは、減免規定を、施設を利用しない人から見ても必要だと考えられる範囲となるように整理します。具体的には、どのような団体がどのような目的で利用するかという観点から、減免の有無を判断していきます。

減免規定の見直し

現在、施設ごとに決めている使用料算定基準について、図3のとおり考え方を統一します。ここでいう原価とは、人件費、光熱水費や修繕費などの施設運営費と、減価償却費相当額を指します。

減免は本来、真にやむを得ないものに限定する必要があります。しかし、利用者のほとんどが減免となっている施設もあり、負担の公平性の面から施設を利用しない市民の理解を得にくい部分があります。

今回の見直しでは、減免規定を、施設を利用しない人から見ても必要だと考えられる範囲となるように整理します。具体的には、どのような団体がどのような目的で利用するかという観点から、減免の有無を判断していきます。

公共施設の使用料見直しを検討しています

公共施設の運営や維持管理には費用(以下、施設運営費)がかかっている、その多くは「市民の皆さんの税金などの公費」と「施設利用者の使用料」で賄われています。

市は現在、これらの施設について将来にわたって持続可能な維持・運営ができるように、施設使用料(以下、使用料)の見直しを進めています。 問い合わせ 市経営戦略課 ☎0940・43・8121



築26年(1999年建築)のふくとびあ



築21年(2004年建築)の宮司コミュニティセンター



築38年(1987年建築)のカメラアステージ

なぜ見直しをするの？

変わっていない使用料と増加する施設運営費

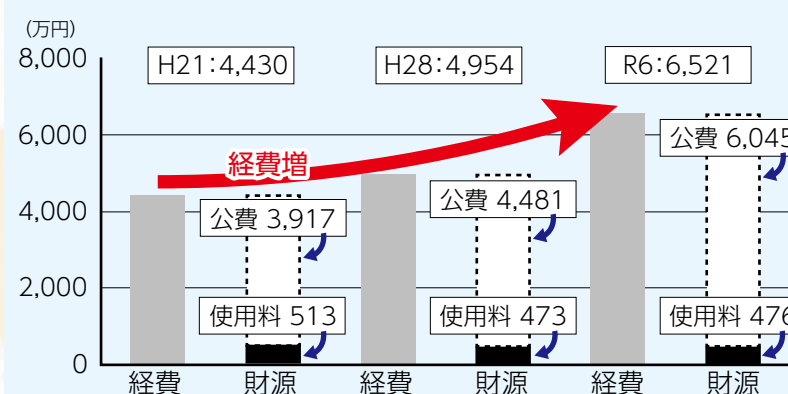
公共施設の使用料に関しては、消費税税率改定を除き、これまで大きな見直しを実施していません。しかし、今般の物価高騰や施設の老朽化などによって施設運営費は年々増加しています。

例として、図1に中央公民館の経費と財源の経年比較を示しています。施設運営費が増加する中、利用者からの使用料収入は横ばいとなっています。このように増加する施設運営費に対し、持続可能な施設の維持運営を行うため使用料を見直す必要があります。

利用していない人も税金で負担している

公共施設の施設運営費は、図1にもあるように使用料だけでは到底賄いきれません。不足分は市民の皆さんの税金などの公費で負担しています。物価高騰などによって施設運営費が年々増加する中、今回使用料を見直すことは「公共施設を利用する人と利用しない人の公平性」という観点から均衡を図る目的もあります。

(図1) 中央公民館における経費と財源



課題の解決に向けて

以上の状況を踏まえ、市は次ページに示すような見直しを行い、今般の物価高騰などによる施設運営費の増や持続可能な施設の維持管理、負担の公平化の観点から適正化を図ります。市全体の「公平性」や「持続可能な施設の維持管理」の観点から見直しを行うことにご理解をお願いします。

使用料見直しの説明会を開催

今回、概要を説明していますが「もっと詳しく聞きたい」「直接聞きたい」という人は、ぜひご参加ください。予約は不要です。

日時	場所
①11月15日(土)午後3時から	①ふくとびあ
②11月16日(日)午前10時から	②津屋崎郷づくり交流センター
③11月17日(月)午後7時から	③ふくとびあ

今後の見直しは？

公共施設を持続的に利用していただくためにも、4年を目途に定期的に見直しを実施していくことにしています。

使用料はいつ変わるの？

議会の承認を得て、1年間の周知期間を経たあと、令和9年4月からの料金変更を目指します。